

2019.01.04

PL レポート(製品安全) <2018 No.10>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介いたします。

国内トピックス：最近公開された国内のPL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○消費者庁がインターネット通販で購入した製品による事故について注意喚起

(2018年11月14日 消費者庁)

消費者庁は11月14日、インターネット通販で購入した製品による事故について注意喚起するプレスリリースを発表しました。消費者への注意喚起の内容は以下のとおりです。

- (1) 返品条件などの契約内容を確認してから購入しましょう
- (2) 購入先であるネット通販事業者の連絡先はメモに控えておきましょう
- (3) 購入前にリコール対象製品になっていないかを確認しましょう
- (4) 安全に関する説明書は必ず読みましょう
- (5) 利用者登録サービスがある場合は早めに登録しましょう

このプレスリリースは、経済協力開発機構(OECD)が2018年11月12日から同月16日までの製品安全週間に実施した「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」に合わせて発表されたものです。本キャンペーンには、日本も含めた世界の25の国・地域が参加しています。

OECDは、オンライン市場で販売される製品の安全性に関する意識を高めるために、消費者だけでなく、オンラインプラットフォーム(インターネットを通じて製品やサービスの流通の場を提供する事業者)やオンライン販売者に以下の注意喚起のメッセージを発信しています。

【オンライン市場における販売者向けメッセージ】

- 安全な製品をオンラインで販売しましょう。
- 消費者に製品安全に係る情報を共有しましょう。
- 海外の消費者が情報にアクセスできるようにしましょう。
- 販売すべきでない製品を把握しましょう。
- 消費者と関係当局にすぐ対応できるようにしてください。
- 製品安全に係る留意事項を伝えましょう。

【オンライン市場におけるプラットフォーム向けメッセージ】

- プラットフォーム上にある安全ではない製品を特定し、販売されないようにしましょう。
- プラットフォーム上で製品安全に係るコンプライアンスを向上させましょう。
- 販売者の連絡先が分かるようにしましょう。
- 製品安全当局と協力しましょう。

※消費者庁公表資料「インターネット通販で購入した製品の事故に注意—事故や健康被害が起きるかも！購入前に連絡先や返品条件を確認していますか？」より引用

この OECD によるキャンペーンからもわかるように、オンライン市場における製品安全確保の重要性はますます高まっています。中でもオンライン市場においては、販売事業者だけでなく、プラットフォームが果たすべき役割が重要視されています。

今回のキャンペーンでは、プラットフォームに対するメッセージとして上記 4 項目が示されるにとどまりましたが、中国では 2019 年 1 月から、当該事業者に対する製品安全上の規制がスタートするなどの動きもあります。

オンライン市場のグローバル化・拡大に伴い、我が国においてもプラットフォームに対する製品安全上の規制が強化される可能性があります。この動きは、プラットフォームはもちろんのこと、販売事業者においても間接的に影響します。関連する事業者としては、世界各国・地域における規制動向を注視し、必要な対応を前広に講じていくことが望まれます。

出所：消費者庁公表資料「インターネット通販で購入した製品の事故に注意－事故や健康被害が起きるかも！購入前に連絡先や返品条件を確認していますか？」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_018/pdf/caution_018_181114_0001.pdf

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

OCPSC が 2019 年度の運営計画を公表

(2018 年 10 月 10 日 米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会 (Consumer Products Safety Commission : CPSC) は 10 月 10 日、2019 年度 (2018 年 10 月～2019 年 9 月) の事業運営計画を公表しました。

これに合わせて Buerkle 委員長代理が声明を発表し、下記を優先事項として取り組むとしています。

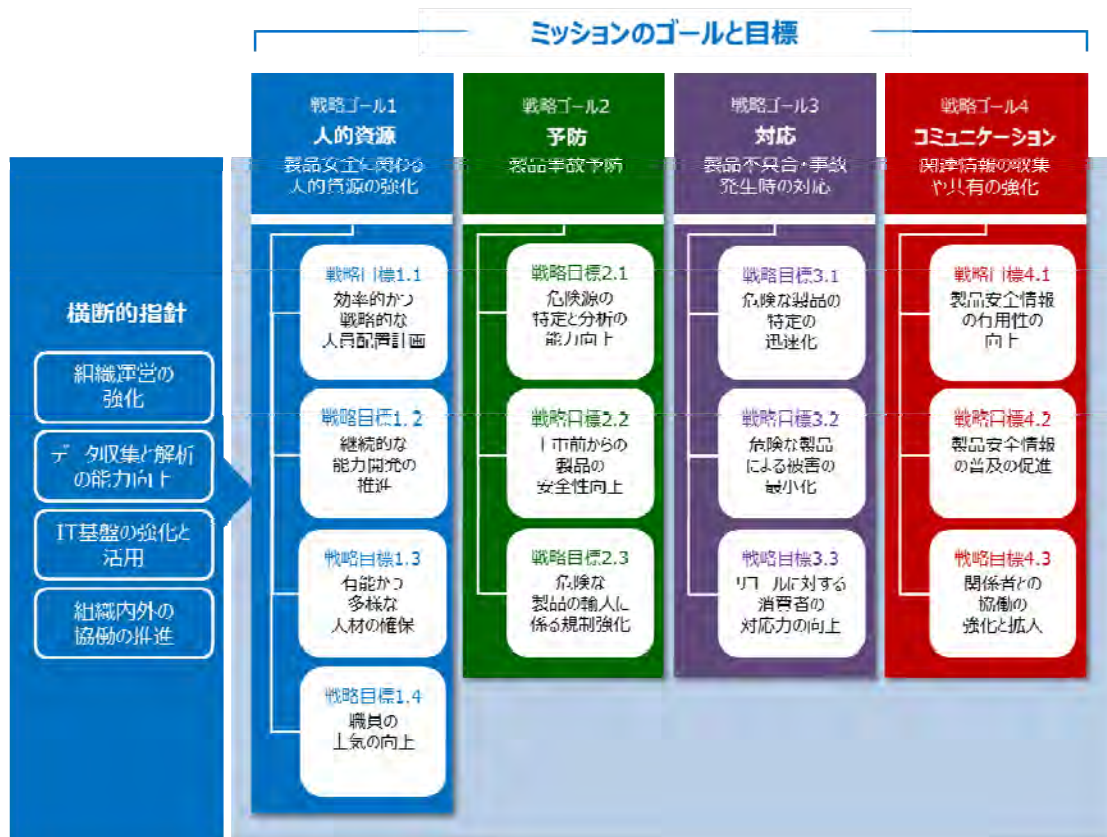
1. 新技術の進展により消費者向け製品に関わる情勢が大きく変化していることから、IoT やコネクテッドデバイス、リチウムイオン電池、e コマースに関連する事項について注力する。
2. 税関や国境警備隊との協調によって、輸入品の安全性の監視や、国内への不安全な消費者製品の流入防止の強化を図る。
3. 消費者製品の安全性に関する情報について、情報源や収集するデータの種類を拡大するとともに、得られたデータの分析能力を向上し、新たなハザードの特定や規制等の策定に役立てる。
4. 製造・販売の事業者、消費者団体、他の政府機関等関係者と協調し、消費者に対しての啓発やキャンペーン、出張サービス等の働きかけを行い、効果的かつ効率的なリコールを行うための検討を行う。

CPSC は今年、事業運営計画に先立ち 2018 年から 2022 年までの 5 年間の戦略計画を公表しました。その中には、「製品安全に関わる人的資源の強化」、「製品事故予防」、「製品不具合・事故発生時の対応」、「関連情報の収集や共有の強化」の 4 項目を戦略ゴールとして定め、それぞれについて、3 つないし 4 つの詳細な戦略目標を設定しています。

また、これらの戦略ゴールを横断する業務遂行上の指針として、「組織運営の強化」、「データ収集と解析の能力向上」、「IT 基盤の強化と活用」、「組織内外の協働の推進」の4点を掲げています（下図を参照）。

2019年度の運営計画は、この戦略計画に則って実施されるものであり、それらを予算の裏付けとともにより具体化し、取組む事項や評価の指標を明確にしています。

図 2018—2022 年度戦略計画



（CPSC の文書を元に弊社にて作成）

これらの運営計画や戦略計画は、CPSC の製品安全に関する現状および将来にわたる課題認識に基づくものです。消費者向け製品に関係する事業者や関連団体においては、計画に示された施策等の進捗を注視するとともに、これらを踏まえた製品安全の取組のレビューが求められています。

出所：CPSC のプレスリリース（委員長代理の声明）

<https://cpsc.gov/About-CPSC/Chairman/Ann-Marie-Buerkle/Statements/Statement-of-Acting-Chairman-An-Marie-Buerkle-on-Fiscal-Year-2019-Operating-Plan>

2019年度の運営計画

https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Fiscal%20Year%202019%20Operating%20Plan%20-%20September%2019%202018.pdf?0xhrveG_XwZe7p16RPQa.Fz86KluTv5g

2018-2022 年度の戦略計画（サマリ）

https://www.cpsc.gov/s3fs-public/CPSC_2018-2022_Strategic_Plan_Executive_Summary.pdf?hsjo5g2IPFiswtHLr0RjtdgVq9iFI5SO

OCPCSC が小規模事業者向けの製品安全法規制の情報提供ツールを更新

(2018年11月8日 米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会 (Consumer Products Safety Commission : CPSC) は11月8日、小規模事業者向けに製品分野ごとの安全法規制情報を無料で提供するツール (Regulatory Robot、以下、「本ツール」) を改良し、運用を開始したと発表しました。

本ツールは2016年1月に初めて導入されたもので、事業者が CPSC のホームページ上のサイトにアクセスし、15~20 の設問に回答することで、自社が扱う製品について、安全確保上、要求される法規制の情報が入手できる仕組みになっています。今回導入された最新版 (Regulatory Robot 2.0) では、以下の改良が行われました。

- ・ 回答すべき質問数が減らされ、情報提供に要する時間が5分程度に短縮
- ・ スマートフォンからもアクセス可能になり、利便性が向上
- ・ 中国語を使用言語として追加 (一部の機能はスペイン語、ベトナム語、インドネシア語にも対応)

CPSC では、製品安全に関する法規制情報を自ら入手できない小規模事業者が、本ツールを利用し、法規制に適合した製品を流通させることで、消費者の安全確保を図ることができるとしています。

実際に本ツールにアクセスすると、製品カテゴリーの入力が求められますが、会社名や連絡先等は求められません。例えば「toy (玩具)」で検索すると、下記のような参考情報が提供されます。

- ・ 製品本体と梱包に必要な表示
- ・ 鉛含有の試験
- ・ フタル酸エステル含有の試験
- ・ 小部品の試験と警告表示
- ・ 米国玩具基準 ASTM F963
- ・ 小規模事業者に関する規制緩和
- ・ CPSC による子供用製品の認証制度と認証機関
- ・ 製品安全に関わる不適合や製品事故の発生、またはその恐れのある場合の報告義務
- ・ CPSC の提供する支援や情報へのアクセス方法

製品安全に関わる各種の法規制が、複数の行政機関や検査機関等により絶え間なく更新・改廃されている状況にあって、事業者が必要な情報を漏れなく収集し、適切に自社の取扱製品に反映することは容易ではありません。

一方、市場に混入した不適合品を行政が排除するには、市場サーベイや税関検査を行わなければならない、不適合品の流入を規制できない限り、行政コストは削減できません。

本ツールは、これら事業者と行政の双方の課題を解決し、不適合品そのものの市場流入を減少させるために有用といえます。

米国市場に製品を展開する事業者が本ツールを積極的に活用することは勿論、展開していない事業者も本ツールを自社における規制情報収集管理システムの参考にすることができると考えられます。

一方で、本ツールは当該製品の法規制への適合性そのものを判定するものではなく、事業者が適合性を判断するために参考にすべき情報や、その根拠及び必要な活動を紹介するにすぎません。事業者においては、適合性判断の最終的な責任が事業者側にあることを理解した上で、本ツールを活用することが求められます。

出所：本プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2019/Robot-Reboot-CPSC-Launches-Upgraded-Regulator-Robot-Tool-to-Help-Small-Business-Community>

本ツールの URL

<https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Regulatory-Robot/Safer-Products-Start-Here>

○ジョギング用 3 輪ベビーカーの市場措置について CPSC が輸入事業者と合意 (2018 年 11 月 20 日 米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会（Consumer Products Safety Commission：CPSC）は、11 月 20 日、CPSC が 2018 年 2 月より市場措置を求めていたジョギング用 3 輪ベビーカー（以下、「3 輪ベビーカー」）の行政手続について、輸入事業者と合意に達したことを発表しました。

<CPSC が求めていた内容>

3 輪ベビーカーの前輪の脱着に使用するクイックリリース装置に設計上の欠陥があるとして、輸入事業者に対して、2011 年 12 月から 2015 年 9 月に輸入した約 493,000 台について、以下の対応を要求していました。

- ・対象製品の販売停止
- ・市場に対する当該製品の欠陥と危害の告知
- ・対象顧客に対する無償修理、製品の交換、返金のいずれかの対応

<合意内容>

両者の主張の対立点や合意に至った経緯は明らかにされておらず、当該製品の欠陥あるいは潜在的なハザード（危険源）の有無についての判断も下されませんでした。2019 年 1 月 10 日より輸入事業者が米国内において、以下の顧客に対する特典（incentive）付きの製品安全キャンペーンを展開することで両者が合意しました。

- ・市場に対して、当該クイックリリース装置を安全かつ確実に操作する方法を紹介した動画を含む、製品の安全確保に関する情報の提供
- ・キャンペーンに応募した対象製品を所有する顧客に対して、改良型のクイックリリース装置を無償で入手できる、または、新型の 3 輪ベビーカーを 20%割引で購入できる特典の付与

市場措置実施にあたり顧客の安全確保を最優先に考えることは言うまでもありませんが、特に米国市場では、行政との交渉にも射程を広げて対応することが求められます。本事例が示すように、事業者としては、進出している市場の制度や商慣習、社会への影響等を考慮し、柔軟な姿勢でしかるべき市場措置を講じていくことが期待されます。

出所：本プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2019/CPSC-Britax-Settle-Lawsuit-Involving-BOB-Jogging-Strollers>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & AD インターリスク総研 2019